明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政令〕
○港則法施行令の一部を改正する政令（三一四）　二
○環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三一五）　三
○環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（三一六）　四
○毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（三一七）　五
○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令（三一八）　六
○特定非営利活動促進法施行令（三一九）　八
〔府令〕
○特定非営利活動促進法施行規則（内閣府五五）　一五
〔省令〕
○所得税法施行規則の一部を改正する省令（財務六七）　一五
○法人税法施行規則の一部を改正する省令（同六八）　一五
○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（同六九）　一六
○毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一三〇）　一六
○環境影響評価法施行規則の一部を改正する省令（環境二七）　一七
○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（防衛一四）　一七
〔告示〕
○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令第九条の規定により読み替えて適用する同項の規定に基づき、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める告示（財務・農林水産・経済産業一一二）　二六
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二六
特殊法人等
平成二十二事業年度財務諸表（独立行政法人日本原子力研究開発機構・独立行政法人福祉医療機構）、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、預金保険機構再生計画案、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　二六
地方公共団体
行旅死亡人関係　二六
会社その他
会社決算公告　二六

本号で公布された法令のあらまし

◇港則法施行令の一部を改正する政令（政令第三一四号）（国土交通省）

1　鼠ケ関港及び真鶴港の区域を変更することとした。（別表第一関係）

2　この政令は、平成二三年一一月一日から施行することとした。

◇環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三一五号）（環境省）

環境影響評価法の一部を改正する法律（平成二三年法律第二七号）の施行期日は、平成二五年四月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成二四年四月一日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は同年一〇月一日とすることとした。

◇環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（政令第三一六号）（環境省）

1　事業者に対し、評価書について意見を述べることが必要な場合に、環境大臣に助言を求めるように努めなければならない公法上の法人を、港湾法（昭和二五年法律第二一八号）第四条第一項の規定による港務局とすることとした。（第一三条関係）

2　対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の全部が一の市の区域に限られるものである場合に、事業者に対し、方法書について意見を述べることができる市は、札幌市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、尼崎市、広島市、北九州市、及び福岡市とすることとした。（第九条関係）

3　環境影響評価法による環境影響評価の対象事業の要件となる補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三〇年法律第一七九号）第二条第一項第四号の政令で定める給付金は、地域自主戦略交付金、沖縄振興自主戦略交付金、社会資本整備総合交付金とすることとした。（第四条関係）

4　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（政令第三一七号）（厚生労働省）

1　次に掲げる物を毒物に指定することとした。（第一条関係）

(一)　三―クロロ―一・二―プロパンジオール及びこれを含有する製剤

(二)　一―（四―フルオロフェニル）プロパン―二―アミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

2　次に掲げる物を劇物に指定することとした。（第二条第一項関係）

五―メトキシ―N・N―ジメチルトリプタミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

3　次に掲げる物を劇物から除外することとした。（第二条第一項関係）

(一)　三―アミノメチル―三・五・五―トリメチルシクロヘキシルアミン六パーセント以下を含有する製剤

(二)　シクロヘキシリデン―o―トリルアセトニトリル及びこれを含有する製剤

(三)　ノナ―二・六―ジエンニトリル及びこれを含有する製剤

(四)　（二Z）―二―フェニル―二―ヘキセンニトリル及びこれを含有する製剤

(五)　（Z）―二―［二―フルオロ―五―（トリフルオロメチル）フェニルチオ］―二―［三―（二―メトキシフェニル）―一・三―チアゾリジン―二―イリデン］アセトニトリル（別名フルチアニル）及びこれを含有する製剤

(六)　二―［二―（プロピルスルホニルオキシイミノ）チオフェン―三（二H）―イリデン］―二―（二―メチルフェニル）アセトニトリル及びこれを含有する製剤

(七)　二―メチルデカンニトリル及びこれを含有する製剤

(八)　二・二―ジメチル―二・三―ジヒドロ―一―ベンゾフラン―七―イル＝N―［N―（二―エトキシカルボニルエチル）―N―イソプロピルスルフェナモイル］―N―メチルカルバマート六パーセント以下を含有する製剤

4　この政令は、3の規定を除き、平成二三年一〇月二五日から施行することとした。